

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和8年1月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	介護保険課	228-7513	介護保険システム標準化対応業務(移行用データ抽出作業等)	株式会社日立製作所 関西支社	17,249,760	R8.1.29	<p>本業務は、標準準拠システムへの移行にあたり、現行システムから移行データを抽出、作成する業務であり、本業務を適正に履行するためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、詳細な手順を把握し作業を行うなど、現行システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、現行システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、現行システムの詳細な知識等を有する、現行システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	債務負担行為